

大飯発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書

関西電力株式会社

関原発第449号
2020年12月4日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第1項の規定に基づき、下記のとおり大飯発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和52年 8月31日付 52安(原規)第237号をもって認可を受け、
昭和53年11月13日付 53安(原規)第264号、
昭和54年 6月22日付 54資庁第 8354号、
昭和55年 5月12日付 54資庁第16381号、
昭和56年 8月20日付 56資庁第10448号、
昭和57年 6月22日付 57資庁第10603号、
昭和59年 2月28日付 58資庁第19992号、
昭和60年 2月21日付 59資庁第17851号、
昭和60年11月 5日付 60資庁第11805号、
昭和63年 2月23日付 62資庁第16337号、
平成元年 3月31日付 元資庁第 3503号、
平成 3年 1月21日付 2資庁第12871号、
平成 3年 5月23日付 3資庁第 5072号、
平成 4年12月 2日付 4資庁第12579号、
平成 5年 6月25日付 5資庁第 7613号、
平成 6年 6月24日付 6資庁第 7494号、
平成 7年 6月12日付 7資庁第 6883号、
平成 8年 8月23日付 8資庁第 8448号、
平成 9年 8月27日付 平城09・08・07第 9号、
平成10年 9月25日付 平城10・08・11第16号、
平成11年 9月 1日付 平城11・07・29第19号、
平成13年 1月 5日付 平城12・08・31第10号、
昭和54年 5月28日付 54資庁第 7785号、
昭和54年10月31日付 54資庁第13176号、
昭和56年 6月19日付 56資庁第 8318号、
昭和57年 1月26日付 56資庁第17611号、
昭和58年 2月10日付 57資庁第19486号、
昭和59年 8月17日付 59資庁第10192号、
昭和60年 6月15日付 60資庁第 7137号、
昭和61年 6月26日付 61資庁第 8872号、
昭和63年 7月14日付 63資庁第 7656号、
平成 2年 3月23日付 2資庁第 1878号、
平成 3年 3月26日付 3資庁第 2004号、
平成 3年12月13日付 3資庁第13043号、
平成 5年 5月31日付 5資庁第 5098号、
平成 6年 3月31日付 6資庁第 1950号、
平成 7年 1月20日付 6資庁第14300号、
平成 7年 9月13日付 7資庁第10107号、
平成 9年 1月31日付 8資庁第12745号、
平成10年 6月25日付 平城10・06・22第15号、
平成11年 3月29日付 平城11・01・20第16号、
平成12年 6月26日付 平城12・06・12第11号、
平成13年 1月19日付 平城13・01・19第15号、

平成13年 2月23日付 平成13・02・15原第19号、
平成13年11月 5日付 平成13・09・28原第77号、
平成14年 8月28日付 平成14・07・12原第12号、
平成15年 6月20日付 平成15・06・09原第19号、
平成16年 5月13日付 平成15・12・19原第40号、
平成16年10月 5日付 平成16・08・19原第 2号、
平成17年 7月20日付 平成17・07・04原第23号、
平成18年 2月22日付 平成18・01・31原第16号、
平成18年 9月 8日付 平成18・08・24原第12号、
平成19年 3月15日付 平成19・02・16原第17号、
平成19年 6月26日付 平成19・06・08原第137号、
平成19年12月13日付 平成19・11・30原第25号、
平成20年 8月22日付 平成20・07・11原第14号、
平成20年12月12日付 平成20・10・31原第 3号、
平成21年11月 4日付 平成21・09・18原第11号、
平成22年 6月25日付 平成22・06・10原第 3号、
平成22年12月13日付 平成22・11・09原第30号、
平成23年 5月11日付 平成23・04・20原第 3号、
平成23年 9月20日付 平成23・07・25原第14号、
平成25年 3月25日付 原管吹第121221003号、
平成27年 6月12日付 原規規第1506127号、
平成28年 1月20日付 原規規第1601201号、
平成28年10月26日付 原規規第1610267号、
平成29年 9月 1日付 原規規第1709014号、
平成30年12月17日付 原規規第1812177号、
令和元年 6月25日付 原規規第1906255号、
令和元年12月11日付 原規規第1912116号、
令和 2年 5月26日付 原規規第2005263号、
令和 2年 6月11日付 原規規第2006113号及び

平成13年 3月30日付 平成13・03・23原第13号、
平成14年 3月 8日付 平成14・02・07原第12号、
平成14年10月22日付 平成14・09・20原第 8号、
平成15年 9月11日付 平成15・08・28原第10号、
平成16年 6月16日付 平成16・06・07原第12号、
平成17年 4月11日付 平成17・03・17原第10号、
平成17年10月24日付 平成17・10・03原第12号、
平成18年 4月21日付 平成18・04・14原第 4号、
平成18年10月23日付 平成18・10・02原第21号、
平成19年 5月30日付 平成19・05・15原第34号、
平成19年12月13日付 平成19・09・28原第33号、
平成20年 6月18日付 平成20・05・20原第11号、
平成20年10月 7日付 平成20・09・16原第19号、
平成21年 3月25日付 平成21・03・03原第24号、
平成22年 2月10日付 平成22・01・06原第16号、
平成22年 9月13日付 平成22・08・04原第 5号、
平成23年 5月 6日付 平成23・04・04原第35号、
平成23年 5月31日付 平成23・05・13原第21号、
平成24年 9月 6日付 20120815原第22号、
平成26年 6月 9日付 原規規第1406095号、
平成27年 9月18日付 原規規第1509183号、
平成28年 3月24日付 原規規第16032411号、
平成29年 6月26日付 原規規第1706266号、
平成30年 6月26日付 原規規第1806268号、
平成31年 2月13日付 原規規第1902132号、
令和元年 9月 3日付 原規規第1909033号、
令和 2年 2月21日付 原規規第2002212号、
令和 2年 6月 3日付 原規規第2006033号、
令和 2年 6月19日付 原規規第2006194号

で変更認可を受けた大飯発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄のとおり変更する（ただし、変更箇所を示す記載は含まない）。

2. 変更の理由

(1) 環境放射能用計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更

周辺監視区域境界付近の空気吸収線量を測定している熱蛍光線量計の製造中止に伴い、メンテナンス性向上等の観点から積算線量計に設備更新する。

これに対応するため、環境放射能用計測器に係る記載について、保安規定への反映を行う。

(2) モニタリングポスト、モニタリングステーション及びモニタポイントの設備更新に伴う変更

大飯発電所のモニタリングポスト、モニタリングステーション及びモニタポイントの設備更新に伴い、移設を実施する。その際、現行設備の近傍に移設することを基本とするが、

№ 5 モニタリングポスト及びモニタリングステーションについては、設備設置場所の作業性やアクセス性向上を考慮した場所に移設するため、関連する記載を変更する。

また、空気吸収線量を測定している積算線量計を設置するモニタポイントについては、現行のモニタリングステーションの近傍に設置されていることから、モニタリングステーションの設備更新に合わせて移設を行う。

(3) 記載の適正化

第105条の2及び第170条の2(放射性固体廃棄物の管理)並びに第105条の4及び第172条(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)について、記載を適正化する。

3. 施行期日

(1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。

(2) この通達のうち、次の各号に示す規定については、原子力規制委員会による認可の後、2021年4月1日から施行することとし、それまでの間、なお、従前の例による。

- ・ 第119条(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 図119に示す空気吸収線量(積算線量計)の位置および凡例のうち、空気吸収線量(積算線量計)
- ・ 第120条(放射線計測器類の管理) 表120のうち、環境放射能用計測器の積算線量計一式
- ・ 第186条(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 図186に示す空気吸収線量(積算線量計)の位置および凡例のうち、空気吸収線量(積算線量計)
- ・ 第187条(放射線計測器類の管理) 表187のうち、環境放射能用計測器の積算線量計一式

(3) この通達のうち、次の各号に示す規定については、原子力規制委員会による認可の後、モニタリングポストおよびモニタリングステーション移設に伴う設置確認に係る検査後から施行することとし、それまでの間、なお、従前の例による。

- ・ 第119条(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 図119に示す№5モニタリングポストおよびモニタリングステーションの位置
- ・ 第186条(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 図186に示す№5モニタリングポストおよびモニタリングステーションの位置

以上

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第105条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵しまたは保管する。</p> <p>（中略）</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</p> <p>1. 貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>2. 3. 4号炉原子炉補助建屋内（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）。</p>	<p>（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第105条の2 各課（室）長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵しまたは保管する。</p> <p>（中略）</p> <p>5. 各課（室）長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課（室）長が管理区域内で第111条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第111条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>1. 貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>2. 3. 4号炉原子炉補助建屋内（1号炉、2号炉、3号炉および4号炉）。</p>	<p>記載の適正化</p>

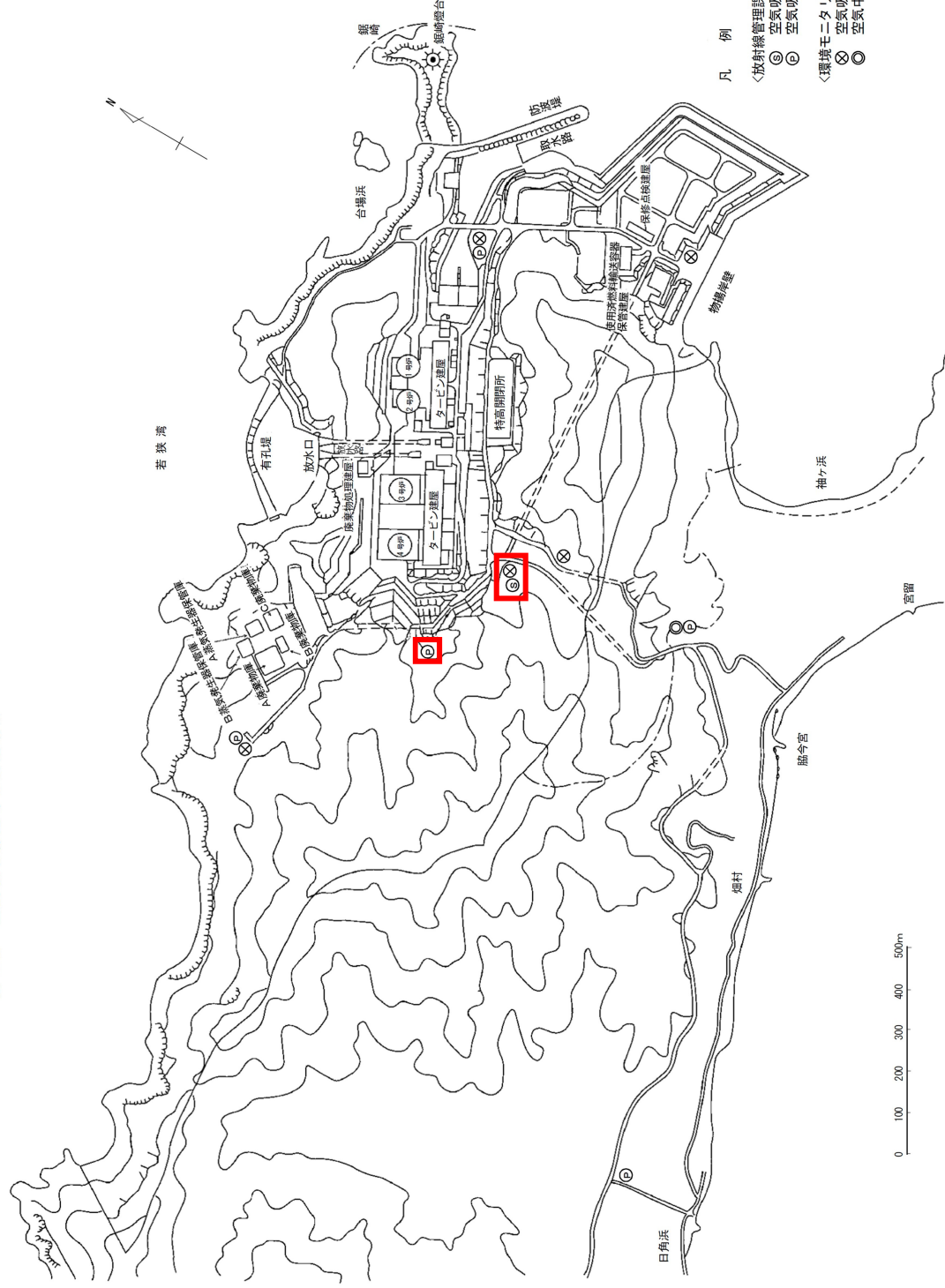
大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>（事故由来放射線物質の降下物の影響確認）</p> <p>第105条の4 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射線物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>（事故由来放射線物質の降下物の影響確認）</p> <p>第105条の4 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく設計および工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射線物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
 第119条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図119に定める。）において、表119-1および表119-3（第111条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。（中略）

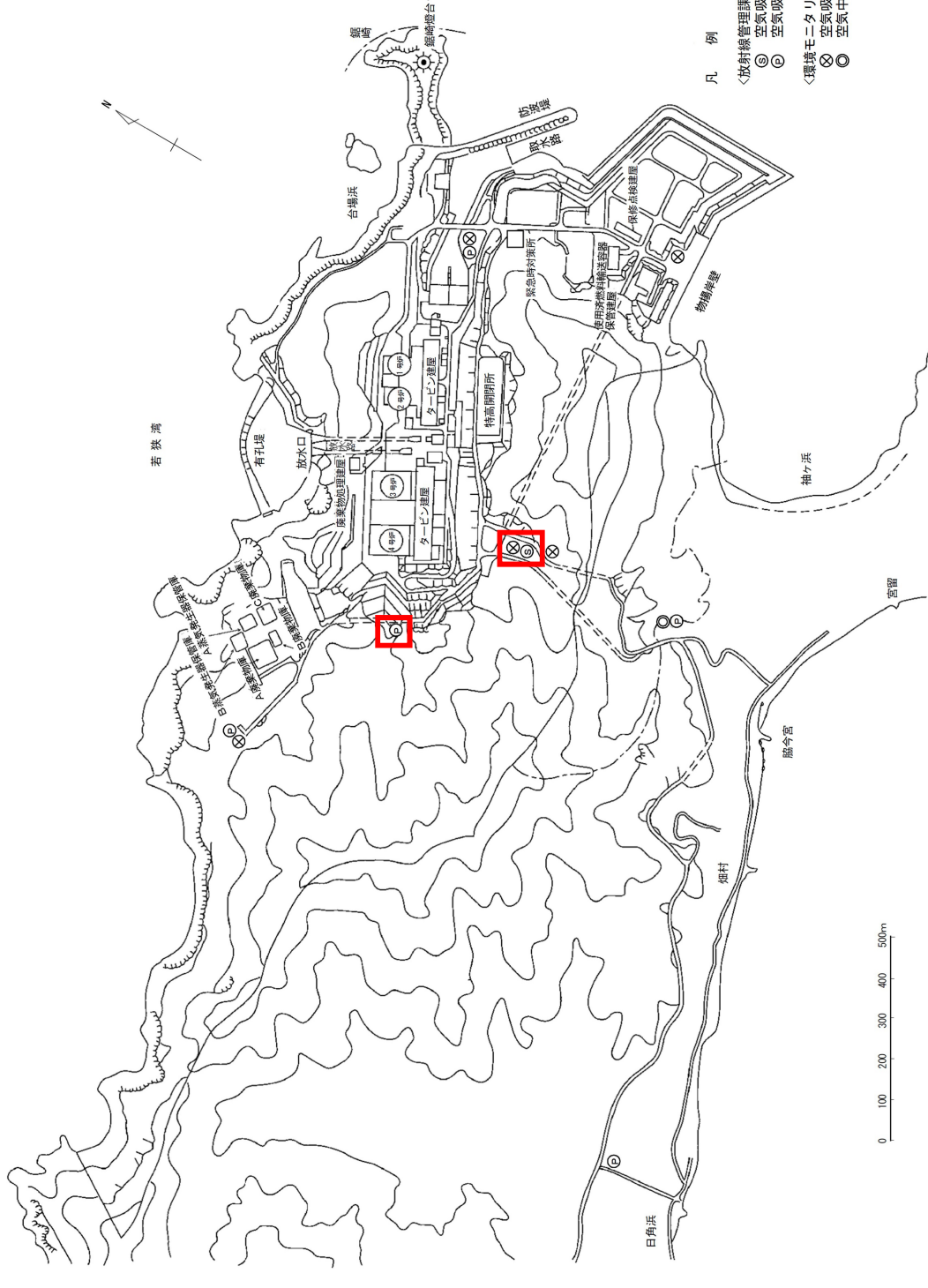
図 119 空気吸収線量等の測定場所



変 更 前

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
 第119条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図119に定める。）において、表119-1および表119-3（第111条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。（中略）

図 119 空気吸収線量等の測定場所



変 更 後

- 理 由
- ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及びモニタポイントの設備更新に伴う変更
 - ・環境放射能計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前		変更後		理由																																																																	
<p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第 120 条 放射線管理課長および計装保修課長は、表 120 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を要する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 120 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を要する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>（放射線計測器類の管理）</p> <p>第 120 条 放射線管理課長および計装保修課長は、表 120 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を要する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表 120 に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し、機能維持を要する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>環境放射線計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更</p>																																																																	
<p>表 120</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボロディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器¹</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線管理課長</td> <td>5台²</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台²</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{2 3}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1式²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器¹</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>計装保修課長</td> <td>1台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射線計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td rowspan="2">環境モニタリングセンター所長</td> <td>18台⁴</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置</td> <td>1台⁵ 1台⁵</td> </tr> </tbody> </table>		分類	計測器種類		担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台 ²	放射線管理用計測器 ¹	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台 ²	汚染密度測定用サーベイメータ	4台 ²	退出モニタ	1台	試料放射能測定装置	3台 ^{2 3}	積算線量計	1式 ²	放射線監視用計測器 ¹	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ²	モニタリングステーション	計装保修課長	1台 ²	環境放射線計測器	エリアモニタ	環境モニタリングセンター所長	18台 ⁴	試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置	1台 ⁵ 1台 ⁵	<p>表 120</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボロディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器¹</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="5">放射線管理課長</td> <td>5台²</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台²</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>3台^{2 3}</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td>1式²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射線監視用計測器¹</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>計装保修課長</td> <td>1台²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射線計測器</td> <td>エリアモニタ</td> <td rowspan="2">環境モニタリングセンター所長</td> <td>18台⁴</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置</td> <td>1台⁵ 1台⁵</td> </tr> </tbody> </table>		分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台 ²	放射線管理用計測器 ¹	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台 ²	汚染密度測定用サーベイメータ	4台 ²	退出モニタ	1台	試料放射能測定装置	3台 ^{2 3}	積算線量計	1式 ²	放射線監視用計測器 ¹	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ²	モニタリングステーション	計装保修課長	1台 ²	環境放射線計測器	エリアモニタ	環境モニタリングセンター所長	18台 ⁴	試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置
分類	計測器種類	担当	数量																																																																		
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台 ²																																																																		
放射線管理用計測器 ¹	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台 ²																																																																		
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台 ²																																																																		
	退出モニタ		1台																																																																		
	試料放射能測定装置		3台 ^{2 3}																																																																		
	積算線量計		1式 ²																																																																		
放射線監視用計測器 ¹	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ²																																																																		
	モニタリングステーション	計装保修課長	1台 ²																																																																		
環境放射線計測器	エリアモニタ	環境モニタリングセンター所長	18台 ⁴																																																																		
	試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置		1台 ⁵ 1台 ⁵																																																																		
分類	計測器種類	担当	数量																																																																		
被ばく管理用計測器	ホールボロディカウンタ	放射線管理課長	1台 ²																																																																		
放射線管理用計測器 ¹	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線管理課長	5台 ²																																																																		
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台 ²																																																																		
	退出モニタ		1台																																																																		
	試料放射能測定装置		3台 ^{2 3}																																																																		
	積算線量計		1式 ²																																																																		
放射線監視用計測器 ¹	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ²																																																																		
	モニタリングステーション	計装保修課長	1台 ²																																																																		
環境放射線計測器	エリアモニタ	環境モニタリングセンター所長	18台 ⁴																																																																		
	試料放射能測定装置 積算線量計 測定装置		1台 ⁵ 1台 ⁵																																																																		
<p>1：重大事故等対応設備は「90-18-1 監視測定設備」において管理する。</p> <p>2：1号、2号、3号および4号炉共用</p> <p>3：1台は表108の試料放射線測定装置と共用</p> <p>4：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>5：環境放射線計測器は、美浜発電所、高浜発電所と共用</p>		<p>1：重大事故等対応設備は「90-18-1 監視測定設備」において管理する。</p> <p>2：1号、2号、3号および4号炉共用</p> <p>3：1台は表108の試料放射線測定装置と共用</p> <p>4：管理区域外測定用の2台を含む。</p> <p>5：美浜発電所、高浜発電所と共用</p>																																																																			

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第170条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 1または保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第178条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面密度限度についての確認を省略できる。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第170条の2 各課(室)長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵 1または保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5. 各課(室)長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(6) 車両を徐行させること。</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>6. 放射線管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7. 放射線管理課長は、各課(室)長が管理区域内で第178条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8. 放射線管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9. 放射線管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10. 放射線管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>11. 放射線管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第178条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>記載の適正化</p>

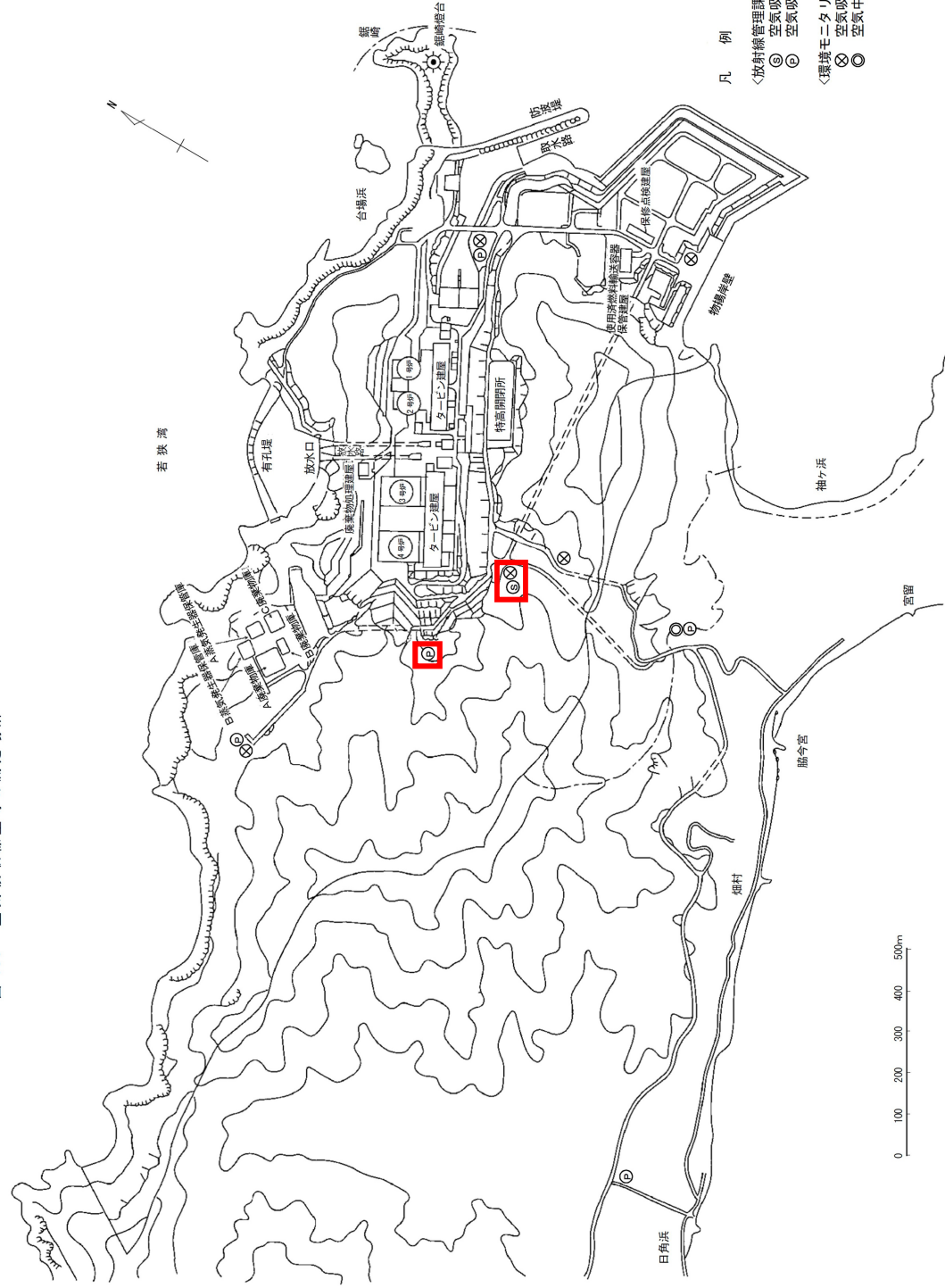
大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
<p>（事故由来放射線物質の降下物の影響確認） 第172条 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 2. 岩課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>（事故由来放射線物質の降下物の影響確認） 第172条 放射線管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法および設計および工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。 2. 岩課（室）長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
 第186条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図186に定める。）において、表186-1および表186-3（第178条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。
 （中略）

図 186 空気吸収線量等の測定場所

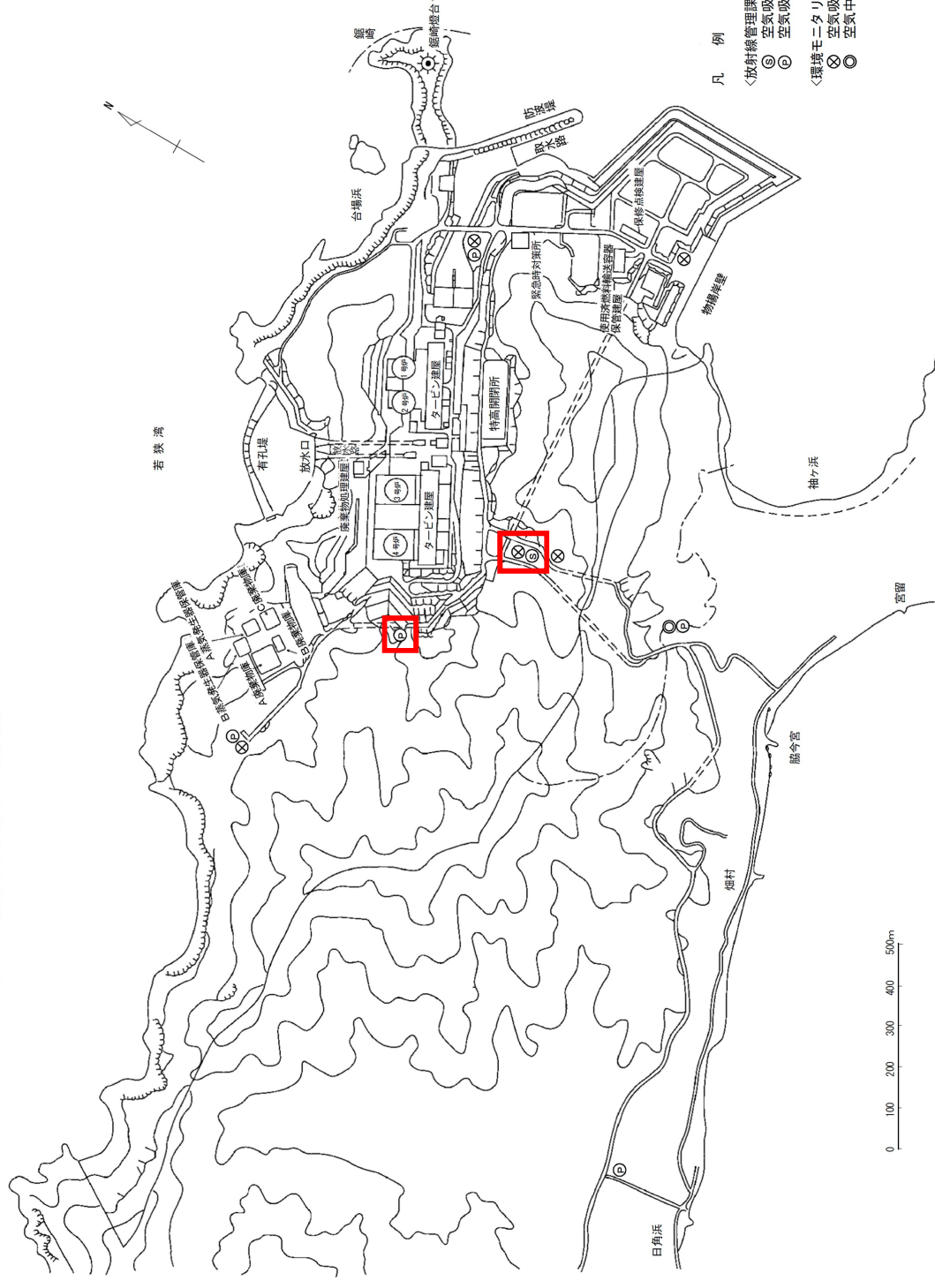


- 凡 例
- 放射線管理課長主管理分
 - ⑤ 空気吸収線量率（モニタリングステーション）
 - ⑥ 空気吸収線量率（モニタリングポスト）
 - ⊗ 環境モニタリングセクター主管理分
 - ⊗ 空気吸収線量（積算線量計）
 - 空気中の粒子状放射性物質濃度

変 更 前

（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
 第186条 放射線管理課長は、管理区域内、周辺監視区域境界付近（測定場所は図186に定める。）において、表186-1および表186-3（第178条第1項（2）の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。
 （中略）

図 186 空気吸収線量等の測定場所



- 凡 例
- 放射線管理課長主管理分
 - ⑤ 空気吸収線量率（モニタリングステーション）
 - ⑥ 空気吸収線量率（モニタリングポスト）
 - ⊗ 環境モニタリングセクター主管理分
 - ⊗ 空気吸収線量（積算線量計）
 - 空気中の粒子状放射性物質濃度

変 更 後

- 理 由
- ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及びモニタポイントの設備更新に伴う変更
 - ・環境放射能計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由																																																																																																								
<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第187条 放射線管理課長および計装保課長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>(放射線計測器類の管理)</p> <p>第187条 放射線管理課長および計装保課長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>2. 環境モニタリングセンター所長は、表187に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し、機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>																																																																																																									
<p>表187</p>	<p>表187</p>																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用</td> <td></td> <td>5台¹</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td></td> <td>4台¹</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用</td> <td>放射線管理課長</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td></td> <td>3台^{1 2}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td></td> <td>1式¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>5台¹</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射能計測器</td> <td>モニタリングステーション</td> <td></td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1台³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1台³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>測定装置</td> <td></td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ¹	放射線管理用計測器	線量当量率測定用		5台 ¹	サーベイメータ		4台 ¹	汚染密度測定用	放射線管理課長	3台	サーベイメータ		3台 ^{1 2}	退出モニタ		1式 ¹	放射線監視用計測器	試料放射能測定装置		5台 ¹	積算線量計		1台 ¹	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ¹	環境放射能計測器	モニタリングステーション		1台 ¹	エリアモニタ	計装保課長	5台	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ³		積算線量計		1台 ³		測定装置		1式	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>放射線管理課長</td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用</td> <td></td> <td>5台¹</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td></td> <td>4台¹</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用</td> <td>放射線管理課長</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>サーベイメータ</td> <td></td> <td>3台^{1 2}</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td></td> <td>1式¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td></td> <td>5台¹</td> </tr> <tr> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線管理課長</td> <td>5台¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">環境放射能計測器</td> <td>モニタリングステーション</td> <td></td> <td>1台¹</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計装保課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>環境モニタリングセンター所長</td> <td>1台³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1台³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td></td> <td>1式¹</td> </tr> </tbody> </table>	分類	計測器種類	担当	数量	被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ¹	放射線管理用計測器	線量当量率測定用		5台 ¹	サーベイメータ		4台 ¹	汚染密度測定用	放射線管理課長	3台	サーベイメータ		3台 ^{1 2}	退出モニタ		1式 ¹	放射線監視用計測器	試料放射能測定装置		5台 ¹	積算線量計		1台 ¹	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ¹	環境放射能計測器	モニタリングステーション		1台 ¹	エリアモニタ	計装保課長	5台	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ³		積算線量計		1台 ³		積算線量計		1式 ¹	<p>1：1号、2号、3号および4号炉共用</p> <p>2：1台は表175の試料放射能測定装置と共用</p> <p>3：環境放射能計測器は、美浜発電所、高浜発電所と共用</p>
分類	計測器種類	担当	数量																																																																																																							
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ¹																																																																																																							
放射線管理用計測器	線量当量率測定用		5台 ¹																																																																																																							
	サーベイメータ		4台 ¹																																																																																																							
	汚染密度測定用	放射線管理課長	3台																																																																																																							
	サーベイメータ		3台 ^{1 2}																																																																																																							
	退出モニタ		1式 ¹																																																																																																							
放射線監視用計測器	試料放射能測定装置		5台 ¹																																																																																																							
	積算線量計		1台 ¹																																																																																																							
	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ¹																																																																																																							
環境放射能計測器	モニタリングステーション		1台 ¹																																																																																																							
	エリアモニタ	計装保課長	5台																																																																																																							
	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ³																																																																																																							
	積算線量計		1台 ³																																																																																																							
	測定装置		1式																																																																																																							
分類	計測器種類	担当	数量																																																																																																							
被ばく管理用計測器	ホールボディカウンタ	放射線管理課長	1台 ¹																																																																																																							
放射線管理用計測器	線量当量率測定用		5台 ¹																																																																																																							
	サーベイメータ		4台 ¹																																																																																																							
	汚染密度測定用	放射線管理課長	3台																																																																																																							
	サーベイメータ		3台 ^{1 2}																																																																																																							
	退出モニタ		1式 ¹																																																																																																							
放射線監視用計測器	試料放射能測定装置		5台 ¹																																																																																																							
	積算線量計		1台 ¹																																																																																																							
	モニタリングポスト	放射線管理課長	5台 ¹																																																																																																							
環境放射能計測器	モニタリングステーション		1台 ¹																																																																																																							
	エリアモニタ	計装保課長	5台																																																																																																							
	試料放射能測定装置	環境モニタリングセンター所長	1台 ³																																																																																																							
	積算線量計		1台 ³																																																																																																							
	積算線量計		1式 ¹																																																																																																							
	<p>1：1号、2号、3号および4号炉共用</p> <p>2：1台は表175の試料放射能測定装置と共用</p> <p>3：美浜発電所、高浜発電所と共用</p>	<p>環境放射能計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更</p>																																																																																																								

大飯発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表（第 次改正）

変更前	変更後	理由
	<p>附 則（ 年 月 日 平成 26 原安管通達第 4 号 - ） （施行期日）</p> <p>第 1 条 この通達は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2. この通達のうち、次の各号に示す規定については、原子力規制委員会による認可の後、2021年4月1日から施行することとし、それまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第 119 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図 119 に示す空気吸収線量（積算線量計）の位置および凡例のうち、空気吸収線量（積算線量計）</p> <p>(2) 第 120 条（放射線計測器類の管理）表 120 のうち、環境放射能計測器の積算線量計一式</p> <p>(3) 第 186 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図 186 に示す空気吸収線量（積算線量計）の位置および凡例のうち、空気吸収線量（積算線量計）</p> <p>(4) 第 187 条（放射線計測器類の管理）表 187 のうち、環境放射能計測器の積算線量計一式</p> <p>3. この通達のうち、次の各号に示す規定については、原子力規制委員会による認可の後、モニタリングポストおよびモニタリングステーション移設に伴う設置確認に係る検査後から施行することとし、それまでの間、なお、従前の例による。</p> <p>(1) 第 119 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図 119 に示す No. 5 モニタリングポストおよびモニタリングステーションの位置</p> <p>(2) 第 186 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）図 186 に示す No. 5 モニタリングポストおよびモニタリングステーションの位置</p>	<p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日を改正日とする。</p> <p>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日より起算し、10日を超えない範囲で施行する。</p>

添付資料

- 1．環境放射能用計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更について
- 2．モニタリングポスト、モニタリングステーション及びモニタポイントの設備更新に伴う変更について

環境放射能用計測器（積算線量計測定装置）の設備更新に伴う変更について

周辺監視区域境界付近の空気吸収線量を測定している熱蛍光線量計の製造中止に伴い、メンテナンス性向上等の観点から積算線量計に設備更新する。

これに対応するため、環境放射能用計測器に係る以下の保安規定条文を変更する。

（変更）

- ・ 第 1 1 9 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
- ・ 第 1 2 0 条（放射線計測器類の管理）
- ・ 第 1 8 6 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）
- ・ 第 1 8 7 条（放射線計測器類の管理）

以 上

モニタリングポスト、モニタリングステーション及びモニタポイントの
設備更新に伴う変更について

大飯発電所のモニタリングポスト、モニタリングステーション及びモニタポイントの設備更新に伴い、移設を実施する。その際、現行設備の近傍に移設することを基本とするが、No. 5 モニタリングポスト及びモニタリングステーションについては、設備設置場所の作業性やアクセス性向上を考慮した場所に移設するため、関連する記載を変更する。

また、空気吸収線量を測定している積算線量計を設置するモニタポイントについては、現行のモニタリングステーションの近傍に設置されていることから、モニタリングステーションの設備更新に合わせて移設を行う。

これに対応するため、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びモニタポイントに係る以下の保安規定条文を変更する。

(変更)

- ・第 1 1 9 条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)
- ・第 1 8 6 条 (外部放射線に係る線量当量率等の測定)

以 上